

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県教育財産規則の一部を改正する規則	学 校 施 設 室	1 頁
訓 令	支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程	学 校 施 設 室	3 頁
人事異動	三重県文化財保護審議会委員の任命について	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 室	3 頁

規 則

三重県教育財産規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年九月十七日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会規則第十四号

三重県教育財産規則の一部を改正する規則

三重県教育財産規則（昭和四十二年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二節中「使用」を「貸付け及び使用」に改める。

第十六条の見出し中「使用許可」を「貸付け及び使用許可」に改め、同条第一項中「第二百三十八条の四第七項」を「第二百三十八条の四第二項第一号から第四号まで及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により教育財産の貸付けを受けようとする者又は同条第七項」に、「教育財産使用許可申請書」を「教育財産貸付け（使用許可）申請書」に改め、同条第二項第一号から第五号までを次のように改める。

- 一 当該財産の財産台帳記載事項及び貸付け又は使用させようとする部分の数量
- 二 貸付け又は使用させようとする相手方及び理由
- 三 貸付け又は使用させようとする期間及び条件
- 四 貸付料又は使用料及びその算定基礎
- 五 貸付料又は使用料を減免する必要がある場合においては、その理由

第二十四条を第二十五条とする。

第二十三条の見出しを「（使用許可（貸付）台帳）」に改め、同条中「教育財産使用許可台帳」を「教育財産使用許可（貸付）台帳」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とし、第三章中第二十條の次に次の一条を加える。

（教育財産の貸付け）

第二十一条 学校その他の教育機関の長は、教育財産の貸付けを行う場合は、公有財産規則第二十條の規定を準用する。この場合において、同条中、「室長の長又は地域機関の長」とあるのは「学校その他の教育機関の長」と読み替えるものとする。

別記様式第一号を次のように改める。

様式第2号 (第16条関係)

教育財産貸付 (使用許可) 申請書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

住 所

氏 名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) 印

下記のとおり教育財産の貸付け (使用の許可) を受けたいので申請します。

記

- 1 教育財産の所在及び地番
- 2 教育財産の区分、種目、構造、面積又は数量
- 3 貸付け (使用) の目的及び用途
- 4 貸付 (使用) 期間
- 5 希望貸付 (使用) 料
- 6 貸付 (使用) 料の減免を受けようとする場合においては、その理由
- 7 その他参考事項

(規格A4)

記 録 簿 記 帳 簿 等 を 欠 け る 事 不 可 成 立

第5号様式
(第24条関係)

教育財産使用許可 (貸付) 台帳

使用 (貸付) 人

住所

氏名

教育財産の 名称	所在地	使用許可（貸付）				使用（貸付）料		備考
		年月日	構造	数量	期間	金額	納入状況	

ページ

(規格A4)

附 則

この附則は、平成22年10月1日から施行する。

訓 令

教委訓第7号

各 県 立 学 校

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成22年9月17日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令
支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程（昭和62年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「(更新を含む。)」の下に「及び貸付け」を加える。

附 則

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

人 事 異 動

三重県文化財保護審議会条例（昭和51年条例第7号）第3条の規定により、次のとおり三重県文化財保護審議会委員を任命します。

平成22年9月17日

三 重 県 教 育 委 員 会

任 命 (辞令年月日 平成22年9月24日)

赤 川 一 博	伊 藤 進一郎
稲 本 紀 昭	植 木 行 宣
狩 野 博 幸	熊 田 由美子
坂 井 秀 弥	櫻 井 治 男
島 田 敏 男	菅 原 洋 一
関 根 俊 一	高 倉 一 紀
名 越 誠	水 野 敬三郎

発 行
津 市 広 明 町 13 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社